

学校生活

第1章 総 則

第1条 本校は学校教育法により工業に関する専門教育を施し国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うことを目的とする。

第2条 本校に全日制の課程を置き修業年限は3年とする。

第3条 本校の設置学科、学級数、生徒定員は次のとおりである。

設置学科	学級数	生徒定数
(1・2・3学年) キャリア技術科	5	175名

第2章 学年・学期・休業日

第4条 学年は4月1日開始、翌年3月31日終了。

第5条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第6条 休業日は次のとおりとする。

1. 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
2. 冬季休業日 12月26日から1月7日まで
3. 春季休業日 3月26日から4月5日まで
4. 開校記念日 11月4日
5. 都民の日 10月1日
6. その他、東京都教育委員会が定める日

※ その年度で変更がある場合は、年度当初の年間行事計画で示す。

第3章 教育課程

第7条 本校の教育課程は別表のとおりである。(略)

第4章 単位の履修・修得と卒業

第8条 単位の履修・修得

1. 本校の指導計画にしたがって授業を受け、当該科目の出席時数及び授業への参加態度が満足できると認められた者は、その科目の単位の履修を認定する。
2. 単位の履修を認定された者のうち科目の目標に照らし、その成果が満足できると認められた者について、その科目の単位の修得を認定する。
3. 次のような場合は、原級留置とし、進級・卒業を認めない。
 - ① 本校で定められた科目のうち履修を認められない科目が1つでもある場合。

- ② 1学年から2学年の進級時に25単位以上、2学年から3学年の進級時に51単位以上、卒業時に74単位以上の単位をそれぞれ修得できなかった場合。

第9条 校長は生徒が下記の条件を満たしたとき、本校の全課程を修了したものと認め卒業証書を授与する。

1. 本校で履修するように定められた教科・科目を履修し、さらに修得するように定められた教科・科目とその単位数を修得していること。
2. 本校の教育課程で定めた各教科以外の教育活動を履修し、その成果がその目標からみて満足できると認められること。

第5章 入学・休学・復学・転学・退学

第10条 入学志願者に対しては選考を行い、入学者を決定する。

第11条 入学を許可されたものは本校所定の入学手続を経なければならない。

第12条 生徒が病気のため3ヶ月以上休養を要するか、その他特別な事由で現に3ヶ月以上欠席している者でなお引続き3ヶ月以上出席困難と認められるものが休学を願い出る場合は、校長は2年の範囲内で休学を許可することがある。

第13条 生徒を休学させようとするときは医師の診断書又は休学の理由書を添え、保護者より校長あてに願い出るものとする。

第14条 復学するときには、医師の診断書又は理由書を添え、保護者より校長あてに願い出るものとする。

第15条 転・退学を希望するときはその理由を明記し(病気によるときは医師の診断書を添える)保護者より校長あてに願い出るものとする。

第6章 賞 罰

第16条 校長は学業、素行などの特にすぐれた生徒に対しては表彰することがある。

第17条 校長は教育上必要と認めるときは次の懲戒を行う。

1. 退学
2. 停学
3. 訓告
4. 訓戒その他

第7章 授業料及び諸費

第18条 授業料は、前納しなければならない。

第19条 授業料は、毎月4月末日に3か月分、9月末日に9か月分(入学初年度は6月末日・9月末日)の2回払いを原則とする。

第20条 校長は、授業料が期限内に納付されなかった場合は、当該授業料にかかる生徒の出席を停止し、又は退学させることができる。

第21条 休学又は留学の場合の授業料は、その期間中免除する。ただし、休学し、又は留学した日(月の初日を除く。)の属する月分の授業料及び復学した日の属する月分の授業料は、この限りではない。

- 第22条 転学又は退学の場合の授業料は、その日の属する月分を納付しなければならない。
- 第23条 諸費（学校生活において生徒が直接必要とする教材等の経費、行事の参加費、生徒会費等）は、学校が指定する納入期限までに納入しなければならない。
- 第24条 校長は、諸費が期限内に納付されなかった場合は、当該諸費の未納の生徒の教材等の購入、行事の参加等を停止することができる。

第8章 教科外活動

- 第25条 ホームルーム、生徒会活動、部活動及び学校行事などは学校の教育方針にしたがい、教育の全体計画の一環として行う。
- 第26条 ホームルームは学級担任指導のもとに、ホームルーム年間計画に基づいて行う。
- 第27条 生徒会及び部活動は校長の認める範囲内において行い、生徒総会の決議その他重要な事項は、校長の承認を受けなければ効力を生じない。

生徒心得

1. 要 綱

1. 常に学則を守り、教育目標を体し教育方針にしたがい、心身の健全な発達につとめる。
2. 学習に励み、規律を守り、教師と生徒間の敬愛と、生徒相互の和を図り、快く協力する。
3. 学校行事、生徒会活動に進んで参加し、学校生活の内容を豊かにする。
4. 学校諸施設、備品の愛護活用と清潔整頓につとめ学びよい環境をつくる。
5. 常に本校生徒としての自覚と誇りを持ち、明るく正しい行動をする。

2. 校 内 生 活

1. 態度行動はすべて高校生らしく明るく、正しく、礼儀を重んじ、他に害を及ぼすような行動は慎む。
2. 学級当番、各委員その他の活動は誠実に行う。
3. 実習、実験、部活動などにおいて、火気や危険なものを取扱い、又は危険を伴う行為をする場合には、必ず担当教師の指導監督のもとで行う。
4. 学校の施設、備品を損傷した場合は、直ちに関係職員に届け出る（この場合、事情により弁償してもらうことがある）。
5. 募金、集会掲示、放送などする場合は、必ずその責任者から事前に関係職員に願い出て許可を受ける。
6. 外来者に面会する場合は、学級担任に申し出て許可を受ける（電話の場合もこれに準ずる）。
7. 登校後の外出は禁止する。ただしやむを得ないときは、学級担任に理由を述べて許可を受ける。
8. 放課後、教室などを使用する場合は、関係職員及び日直職員に申し出て許可を受ける。
9. 決められた下校時間を守る。ただし、やむを得ず学校に残るときは、事前に指定の用紙（延長届）を生活指導部へ提出する。
10. 休日の登校は原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、事前に指定の用紙（休日活動届）を生活指導部へ提出する。
11. 校舎内では、決められた場合の外は脱帽とする。
12. オートバイ、自動車などを通学及び学校行事、部活動に使用することは禁止する。

3. 服装・頭髪など

1. 服装はすべて質素を旨とし、常に整然と着用する。
2. 登・下校及び学校生活（校外行事を含む）においては、体育・実習など別に定める場合を除き、学校が定める服装とする。（詳しいことは別に定める。）
3. 頭髪は清潔に留意し、端正な髪型とする。

4. 服装、髪型は別に定めるものとする。
5. 校内では上・下履を区別し、上履は所定のものを使用する。体育館履などの代用は認めない。
6. 登・下校には靴を使用する。サンダル、ぞうりなど、靴以外のはき物、及び特殊な型の靴は禁止する。
7. 特殊な事情により、この規定にそえない場合は、保護者との連名で願い出て許可を受けること。その場合、許可証を必ず身につけていること。

4. 授 業 中

1. 授業中は他人の迷惑にならないよう、各自態度、行動、服装には特に注意しなければならない。
2. 遅刻したとき（毎時間）は教科担任の許可を得て教室に入る。
3. 欠課、早退をする場合は事前に学級担任の許可を受ける。
4. 決められた座席は、みだりに変えてはいけない。

5. 学期末確認テスト

1. 学期末確認テスト1週間前からテストが終了するまでの期間において、職員室及び職員室に準ずる部屋への生徒の出入りを禁止する。
2. 学期末確認テスト1週間前からテストが終了するまでの期間において、部活動は原則認めない。

6. 所 持 品

1. 生徒手帳は常に携帯する。
2. 所持品（着用物を含む）には必ず記名し、特に貴重品は保管に留意し、事故の防止につとめる。
3. 学習に不必要なものは持参しない。
4. ロッカーは常に清潔に保ち、整理整頓しておく。
5. 校内の紛失物、拾得物、盗難があった場合には直ちに生活指導部、又は学級担任に届け出る。
6. 生徒間の金銭の貸借はしてはいけない。万一急に金銭の必要が生じたときは学級担任に申し出る。

7. 校 外

1. 本校生徒としての品位を保持し、社会道徳をよく守り、他人に迷惑をかけないようにする。

8. 願, 届, 学校と家庭との連絡

1. 欠席、遅刻する場合は事前に、生徒手帳の学校家庭連絡欄に事由、保護者捺印の上担任へ届け出ること。やむを得ず欠席、遅刻する場合は必ず電話で学級担任へ連絡し、後日届け出ること。病欠欠席が長期に及ぶ時は、必要に応じて医師の診断書を添える。

2. A. 忌引の場合、「忌引届」による。忌引の期間は次のとおりである。

- 1 親等（父母）……………7日以内
- 2 親等（祖父母、兄弟）……………3日以内
- 3 親等（伯（叔）父・母、甥、姪など）……1日以内

B. (1) 忌引に準ずるもの

父母・祖父母・兄弟の祭祀（49日など）に家族として参加させたい場合には、保護者より申し出ること。

(2) 公欠扱いとするもの

本校生徒の葬儀に、学級・部・生徒会などの代表として出席する場合、特に親しい交際関係にあった場合で、担任が認められると判断するもの午前、又は午後の該当する時間

3. 住所又は保護者、保証人に変更のある場合は、直ちにその「変更届」を担任に提出する。
4. 在学証明書、成績証明書などが必要な場合は、所定の用紙により学級担任を経て願い出る。
5. 旅行する場合は「旅行届」を、「学生割引証」の必要のある者は、その「発行願」を添えて学級担任に提出する。
6. 上記以外の願届は、学級担任へ申し出その指示を受ける。
7. 学校から家庭への通知は遅滞なく保護者に手渡し、回答を必要とするものは、必ず学級担任のもとへ速やかに提出する。

9. 自転車を使用した通学について

自転車を使用して通学する場合は、自転車登録票を提出し、許可を得た自転車のみを通学に利用することを認める。以下の事を遵守すること。

- (1) 自転車登録票を提出する際には、同時に安全運転宣誓書兼登録票（ステッカー）購入同意書に署名し、登録票（ステッカー）をフェンダーなどみやすい位置に貼ること。登録票のない自転車は、校内への乗り入れを認めない。
- (2) 鍵は二重にかける。
- (3) 警察の防犯登録をする。
- (4) 登校後の管理には自分で責任をもつ。
- (5) 指定場所に駐輪する。
- (6) ブレーキ、ベル、反射板などは常に点検する。整備不良での通学は認めない。
- (7) 雨天時はできるだけ自転車通学はせず、公共交通機関を利用することが望ましいが、やむを得ず雨天時に自転車通学をする場合は、レインウエアを着用すること。また、運転する際にはスピードを抑えるとともに、運転ルールを遵守すること。
- (8) ヘッドホンなどを着用しての運転はしない。
- (9) 常に左側通行を心がけ、2台以上で並走運転はしない。

服装・頭髪に関する細目規定

2016年（平成28年）9月改正

東京都立練馬工業高等学校

生徒心得の規定に基づき、服装・頭髪については、この細目規定によること。

服装

1. 本校の校服は、本校指定のものを購入、着用する。

(1) ブレザー

ズボン

スカート

(2) ワイシャツは、標準型カラー、色は白とする。

(3) ネクタイ（女子はリボンもしくはネクタイ）を着用する。

(4) ボタン・バッジ

本校指定のボタンをつけ、左えりに校章バッジをつける。

2. 夏季の上衣なしの略装は次のとおりとする。

(1) 制服の正装と略装の期間は下記のとおりとする。

4月1日～4月30日（正装）

5月1日～5月31日（併用）

6月1日～9月30日（略装）

10月1日～10月31日（併用）

11月1日～3月31日（正装）

併用とは正装・略装どちらでも構わない。

(2) 白ワイシャツ・白半袖開襟シャツ・白ポロシャツとする。（なお、ベストのみ着用可とする。）

(3) 夏ズボン・スカート

本校指定のズボン・スカート

(4) シャツのすそは必ず「ズボン・スカート」の中に入れる。

(5) 略装においてはネクタイ・リボンの着用は随意とする。

(6) カラーシャツ、柄物シャツ、Tシャツなどの着用は禁止する。

(7) ブレザーを着ないでカーディガン、セーターなどでの登校は認めない。ただし、無地の白または紺・黒・グレーのニットベストは、着用してもよい。

(8) ポロシャツにおいては白のみとし、色物、柄物は禁止する。

(9) ポロシャツ着用の場合、上衣の着用は認めない。

(10) パーカーの着用を認めない。

(11) ブレザーなどを、ロッカーなど校内に置いたままにせず、必ず持ち帰る。

(12) 授業開始・終了時には、ブレザーを着用する。

3. コート及び防寒衣料

(1) コート類は高校生にふさわしい実用的で地味な色や型のものを用いる。

(2) 室内では、防寒衣料（コート、ジャンパー、マフラー、手袋など）はすべてぬぐ。

(3) 防寒用のカーディガンやセーター類は以下のものとし、それ以外は認めない。

1. 色については、黒・紺・グレー・白の単色とする。

2. 形については、えりなどのついていない、ネクタイの判別できるものとする。

（なお、カーディガンやセーター類は全てブレザーの下に着ること。また、ブレザーの下にトレーニングウェアやフード付トレーナーなど着用すること、スカートの下にスウェットパンツなどを着用することなどは認めない。）

4. 装飾・化粧

(1) ピアスや指輪などの装飾品を着用してはいけない。

(2) 女子は化粧（目の周りやネイルなど）を施してはいけない。

頭髪

1. 髪型はつぎに掲げるようなものにする。

男子について

(ア) 標準型調髪（横は耳が完全にかくれない程度、後ろはえりに少しかかる程度までとする。また、前髪は目が隠れない程度の長さとする。）

(イ) 丸刈り

(ウ) スポーツ刈り

女子について

(ア) 標準型調髪（髪の長さは肩の高さ程度までとする。それよりも長い場合は、髪を結ぶなどして作業・実習の妨げにならないように努める。前髪については目が隠れない程度の長さとする。）

2. 次の髪型を禁止する。

(ア) 染毛・脱色

(イ) パーマネントやエクステンションなどの加工

(ウ) ひたいのそり込みやライン、ツーブロックなどの加工

(エ) ひさし

(オ) 前文1のアの限度を越えた長髪

(カ) その他本校にふさわしくない髪型